

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		
投資事業有限責任組合の名称	1		当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	平	積立限度額の計算 適用事業年度終了の時に 有する新事業開拓事業者 の株式の帳簿価額の合計額	5
			積立限度額	6
			$(5) \times \frac{80}{100}$	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	平 平	積立限度超過額	7
			$(4) - (6)$	

円

別表十二(二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の43の2第1項」※1又は「第68条の43の2第5項」※2
- ② 「区分番号」欄:「10525」
- ③ 「適用額」欄:当該別表十二(二)「4」欄の金額(当該金額が同表「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合